



平成22年5月19日

各 位

会社名 カシオ計算機株式会社
代表者名 取締役社長 檜尾 和雄
(コード番号 6952 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 財務・IR担当
高木 明德
(TEL. 03-5334-4852)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年6月29日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社に貢献いただける社外取締役及び社外監査役の招聘を容易にするため、変更案第27条〈社外取締役との責任限定契約〉及び変更案第34条〈社外監査役との責任限定契約〉を新設するものであります。

なお、第27条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>〈社外取締役との責任限定契約〉</u> 第27条 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。
第27条～第32条 (条文省略)	第28条～第33条 (現行どおり)
(新 設)	<u>〈社外監査役との責任限定契約〉</u> 第34条 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。
第33条～第36条 (条文省略)	第35条～第38条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成22年6月29日 (火曜日)
定款変更の効力発生日 平成22年6月29日 (火曜日)

以 上